

死因選択検討ワーキンググループについて

平成 28 年 12 月 2 日
社会保障審議会統計分科会
疾病、傷害及び死因分類専門委員会

- 死因選択検討ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）については、社会保障審議会統計分科会疾病、傷害及び死因分類部会において、「疾病、傷害及び死因の統計分類」を ICD-10（2013 年版）に準拠させるための改正に係る審議の中で、我が国にふさわしい原死因選択の法則について検討することが必要である等との意見が出されたこと（平成 26 年 11 月 20 日付疾病、傷害及び死因分類部会決定「疾病、傷害及び死因に関する分類に係る部会審議の際に出された意見に基づく報告」）を踏まえ、専門的な見地から検討を行うため、社会保障審議会統計分科会疾病、傷害及び死因分類専門委員会の下に設置された。
- 平成 27 年 3 月から平成 28 年 7 月にかけて、ワーキンググループ会議は 5 回開催され、死亡統計に比較的大きな影響のある事例を中心に審議を行ってきた。その結果は、当委員会にも報告され、より妥当な死亡統計作成に貢献し、ひいては死亡統計を今後の医療や公衆衛生の向上に活かすために、不可欠な取り組みであったと認められる。
- また、今後ますます進行する社会の高齢化を考慮すると、先述の部会意見でも触れられているとおり、基礎疾患の情報や介入の状況、合併症等、複合的な要因を把握できるような分析を行うことが、中長期的な課題と言える。
- これらを踏まえ、今般、ワーキンググループの設置要綱及び運営要綱を改正するとともに、我が国独自の解釈を要することなく、国際的な原死因選択の法則及び死因の統計分類を我が国に適用できるようになるまで、ワーキンググループの活動を当面の間、継続することとする。
- 本委員会に報告されたワーキンググループの検討結果は、世界保健機関に対して積極的に問題提起を行い、本委員会としてもワーキンググループの活動を踏まえて ICD の改善に貢献したい。

死因選択検討ワーキンググループ設置要綱

平成 27 年 3 月 3 日決定
平成 28 年 12 月 2 日一部改正
社会保障審議会統計分科会
疾病、傷害及び死因分類専門委員会

1. 設置趣旨

我が国の人団動態統計における原死因選択は、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」に基づいて行っている。

現在、我が国で使用している「疾病、傷害及び死因の統計分類」を規定する平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号においては、「疾病、傷害及び死因の統計分類は、世界保健機関が勧告する『疾病及び関連保健問題の国際統計分類』（以下、ICD）に準拠して設定する」が、「我が国の疾病構造等にも配慮する」と記載されている。

また、社会保障審議会統計分科会疾病、傷害及び死因分類部会がとりまとめた報告（平成 26 年 11 月 20 日）においては、「死亡統計（人口動態調査）は今後の医療や公衆衛生の向上に活かし、国民の役に立つように活用するものであることを意識する必要」があり、「我が国にふさわしい原死因選択の法則について検討することが必要である」と述べられている。

これらを踏まえ、本委員会は、我が国にふさわしい原死因選択、及び我が国の疾病構造等に配慮した死因の統計分類を実施することを目的に、専門的な見地から検討を行うため、本委員会の下に死因選択検討ワーキンググループ（以下、「ワーキンググループ」という。）を設置することとする。

2. 審議事項

人口動態統計における死因の選択に係る以下の事項。

- (1) 増加してきた事例や判断に窮した記載例の報告
- (2) 報告事例をもとに、類似の事例の今後の処理方針の検討
- (3) 医学の進歩や国際比較に対応できる分類を行う処理方針の検討
- (4) その他

3. 運営

ワーキンググループの庶務は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）付参事官（人口動態・保健社会統計担当）付人口動態・保健社会統計室が行う。

4. その他

- (1) ワーキンググループの委員は、本委員会の委員から、委員長が指名する。
- (2) ワーキンググループの検討結果は本委員会に報告することとする。

社会保障審議会統計分科会疾病、傷害及び死因分類専門委員会
死因選択検討ワーキンググループ運営要綱

(目的)

第1条 社会保障審議会統計分科会疾病、傷害及び死因分類専門委員会死因選択検討ワーキンググループ（以下、「ワーキンググループ」という。）については、本要綱に基づき運営を行う。

(所掌)

第2条 ワーキンググループは次の事項について審議する。

人口動態統計における死因の選択に係る以下の事項。

- (1) 増加してきた事例や判断に窮した記載例の報告
- (2) 報告事例をもとに、同様事例の今後の処理方針の検討
- (3) 医学の進歩や国際比較可能性を考慮した処理方針の検討
- (4) その他

(構成等)

第3条 ワーキンググループに座長を置き、ワーキンググループの委員等の互選により選任する。

2 座長は、座長代理を指名することができる。

3 座長代理は、座長に事故があるとき、又は座長が特に必要と認めて指示するときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 座長が必要と認めたときは、ワーキンググループに、ワーキンググループの委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(公開)

第5条 ワーキンググループは公開とする。ただし、座長が必要と認めたときは、ワーキンググループを非公開とすることができます。

(議事録)

第6条 議事録は公開とする。ただし、座長が必要と認めたときは、議事録を非公開とすることができる。

2 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、座長は非公開とした

部分について議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。

3 ワーキンググループの資料は公開とする。ただし、座長が必要と認めたときは、資料を非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 ワーキンググループの庶務は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）付参考官（人口動態・保健社会統計担当）付人口動態・保健社会統計室において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、座長がワーキンググループに諮って定めるものとする。

附則

(施行日)

本要綱は、平成27年3月3日から施行する。

附則

本要綱の一部改正は、平成28年12月2日から施行する。